

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年10月13日決裁分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200046 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200076 号

第1 結論

請求者のA社における平成 29 年 8 月 31 日の標準賞与額を 50 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 8 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 8 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 45 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 29 年 8 月 31 日

厚生年金保険の記録では、A社から請求期間に支払われた賞与について、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該標準賞与額を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支払明細書、A社から提出された賞与支払明細書（控）、平成 29 年分給与所得に対する源泉徴収簿、B市から提出された平成 30 年度市民税・県民税回答書及び同社の回答により、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払を受け、50 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200208 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200077 号

第1 結論

請求者のA社における平成 24 年 12 月 5 日の標準賞与額に係る記録を 40 万 7,000 円とすることが必要である。

平成 24 年 12 月 5 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 44 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 24 年 12 月 5 日

育児休業期間中に A 社から支給された請求期間の賞与について、保険給付の計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳及び同社の担当者の陳述（以下「賃金台帳等」という。）により、請求者が、請求期間において標準賞与額 40 万 7,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業（平成 24 年 * 月 * 日から平成 25 年 * 月 * 日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳等から 40 万 7,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200209 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200078 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成 28 年 12 月 2 日は 82 万円、平成 29 年 5 月 25 日は 39 万 2,000 円及び同年 7 月 7 日は 40 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 28 年 12 月 2 日、平成 29 年 5 月 25 日及び同年 7 月 7 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 52 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 28 年 12 月 2 日

② 平成 29 年 5 月 25 日

③ 平成 29 年 7 月 7 日

育児休業期間中に A 社から支給された請求期間①、②及び③の賞与について、保険給付の計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳及び同社の担当者の陳述（以下「賃金台帳等」という。）により、請求者が、請求期間①において標準賞与額 82 万円、請求期間②において標準賞与額 39 万 2,000 円及び請求期間③において標準賞与額 40 万 2,000 円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業（平成 28 年 * 月 * 日から平成 29 年 * 月 * 日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日が属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳等から請求期間①は 82 万円、請求期間②は 39 万 2,000 円及び請求期間③は 40 万 2,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2200048 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2200079 号

第1 結論

請求者のA社における平成 20 年 12 月 12 日の標準賞与額を 12 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 12 月 12 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 12 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 12 月 12 日

年金事務所から A 社における請求期間の賞与記録を確認するようにと連絡があり確認したところ、当該期間の賞与記録がないことが分かった。

私が保管している預金通帳により、調査の上、賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された預金通帳、日本年金機構が保管する A 社における当該期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届、同社の元同僚の賞与明細書、同社の回答及び陳述から判断すると、請求者は、同社から当該期間に賞与の支払を受け、標準賞与額 12 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答している一方で、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 4 月 27 日に請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。